

日本・香港・中国租税条約ネットワーク

1 新しい租税条約ネットワーク

日本と中国間の租税条約（日中租税条約）は、1983年に署名されて現在適用されている。香港と中国本土の間の租税条約（香港・中国租税条約）は、1998年2月に旧条約が署名され、2006年8月に現租税条約が署名され、現租税条約は2008年1月に一部改正されている。そして、2010年3月31日に財務省は、日本と香港の間で租税協定（以下「日本・香港租税協定」という。）の基本合意ができたことを公表した。日本・香港租税協定は今後その全貌が分かるものと思われるが、結果として、日本・香港・中国本土との間に租税条約のネットワーク（以下「租税条約三国ネットワーク」という。）が完成したことになる。

2 租税条約三国ネットワークの役割

日本がこれまで欧米諸国を中心とした投資を行ってきたことは統計数値等から明らかである。例えば、1951年度以降の2000年までの50年間における日本からの対外直接投資の上位は、1位米国、2位英国、3位オランダである。香港は8位、中国は9位である。しかし、最近、中国、インドをはじめとしてアジア地区への投資が増加している。

日本が締結している租税条約あるいは外国税法に対する関心の度合いは、対外投資等の経済動向と無関係ではない。簡単にいえば、事業資金がどこの国で活発に動いているのか、という

ことである。日本と香港は、歴史的にも長い期間にわたり経済的交流があったところであるが、香港が軽課税国（いわゆるタックスヘイブン）であるために、租税条約の締結が行われなかったのである。

日本・香港租税協定の意義は、後述することとして、租税条約三国ネットワークが完成したことは、従前は途切れていた日本と香港の間の租税条約のネットワークが繋がることにより、香港からの対日本投資がこれまでよりも課税上優遇されるようになったといえる。

3 日本・香港租税協定

本論冒頭に述べたように、日本と香港の間に租税協定が締結されることになり、2010年3月31日に基本合意が成立した。日本・香港租税協定の日本側の目的は、香港にある税務情報について、実効性のある情報交換を行うことである。

(1) 所得源泉地が日本の場合の課税

（香港から日本への投資）

香港居住者が日本源泉の投資所得を取得する場合、従前であれば、日本・香港間に租税条約がなかったために、国内法が適用されて、以下の所得に対する日本における源泉徴収税率は20%であったが、租税協定が適用されると、日本において次のような課税の減免がある。

- ① 親子間配当（持株要件10%以上）所得に対する源泉徴収税率は5%である。
- ② 一般配当所得に対する源泉徴収税率は10%である。

Topics of International Taxation

③ 利子所得に対する源泉徴収税率は原則として10%であり、政府等の場合は免税である。

④ 使用料の源泉徴収税率は5%である。

(2) 所得源泉地が香港の場合の課税

(日本から香港への投資)

日本・香港租税協定が締結されると、日本から香港に対する投資により生じる投資所得について、当該租税協定に規定する限度税率が適用されるのが一般的であるが、香港の税制では、配当所得と利子所得に関する源泉徴収制度はなく、使用料所得のうち映画、テレビフィルム等、特許権、意匠、商標、著作権、秘密工程又は方式等を対象としたものに対して源泉徴収が適用され、その支払額の4.95%（支払額の30%を所得とみてその16.5%（支払先が法人以外の場合は15%）、支払先が法人以外の場合は4.5%）が課税となる。なお、受取人が関連者で、かつ、その資産の実質的な帰属が香港にあると認められる場合は、支払額の100%を所得とみて、16.5%（支払先が法人以外の場合は15%）が源泉徴収税率となる。

したがって、この場合は、租税協定に定められた限度税率の適用ではなく、香港の国内法により課税となる。

(3) 日本・香港租税協定の予測される効果

日本・香港租税協定は、上記(1)で述べたように、租税条約がなかったときと比較して、香港居住者の所得源泉地が日本の場合の課税（香港から日本への投資）に対して有利に働くことになる。これに対して、所得源泉地が香港の場合の課税（日本から香港への投資）は租税条約のなかったときと比較して税負担の減免はない。その結果、本協定は、香港から日本への投資を促進する要因となることが想定されるのである。

4 租税条約三国ネットワークの影響と課題

租税条約三国ネットワークの完成により、投資量がネットワーク完成以前よりも増加することが見込まれるものは、①中国本土から香港、②香港から日本、の2経路である。しかし、これはあくまでも租税条約における課税の減免との関連による予測であり、経済の実態がこのように推移するかどうかは疑問である。しかし、日本企業の観点からすると、日本ベースではなく、香港ベースの資金運用を行うのであれば、日本のタックスヘイブン対策税制の適用を回避さえすれば、対中国投資による所得等を香港にプールして、香港の租税条約ネットワークを利用して投資等を行うことが可能となったのである。ちなみに、香港は、中国本土以外に、ベルギー、ルクセンブルク、タイ、ベトナムと租税条約を締結しており、いずれ、日本もこのネットワークに加わることになるであろう。

また、課題としては、日本と中国の経済環境が大きく変化したことを受けて、日中租税条約の改正が必要のように思われる。投資所得に対する限度税率の引下げ等、現行日中租税条約が中国経済の発展途上の段階で締結されたことを考慮すれば、当然の発想であろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好